

出雲市樹医制度 30 年を顧みて

出雲市樹医センター

樹医 勝部 治良

平成元年、「人間に医師がいて動物に獣医師がいるように、樹木にも診断や相談ができるお医者さんが必要ではないか」という考え方から、木の医者《樹医》が認定され、樹木の健全な育成を図るとともに、樹木への関心と愛情がさらに市民の中に根ざすことを期待し、《樹医制度》が創設されました。

【樹医センターの設置】

創設当初、要望のあった市民宅を樹医が訪問し、病虫害・管理方法等様々な相談に乗る樹医制度は、大きな反響がありました。

平成6年頃からは相談件数が200件台に低迷したため、「名木20選」「地区の木16選」を契機に啓発普及に努めました。また、『出雲ふるさとの森植樹祭』や『出雲「花と緑」総合フェスティバル』のイベントが相談件数の回復につながりました。樹医の増員も行い、地球環境改善に一役買いました。

【社会環境の変化】

21世紀に入り地球環境保護の大きなうねりの中で緑資源の大切さが叫ばれていますが、一人ひとりの身の回りの植物に対する気配りは、生活環境の効率性や経済性から後退気味です。

松くい虫被害から庭木用クロマツの需要の低迷、ガーデニングブームやテレビ番組等での相談の減少傾向も影響していることでしょう。

【樹医による診断から治療サービスへ】

環境保護の中で緑資源は最も大切です。診断のみならず同時（並行的）に治療が行えるシステムづくりが必要だと思います。

樹医センター閉所後は、より市民ニーズを取り入れたホームページ等を活かし、民間業者による治療サービスへと進化していくことでしょう。

相談件数の推移

